

調剤報酬点数表における 診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品

- 下記薬剤は後発医薬品の数量シェア(置換え率)の計算に含まれます。

出典:厚労省ホームページ 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(令和8年4月1日適用)の5.その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)において「3」と示される製品

https://www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/dl/tp20260401-01_05.pdf



- 後発医薬品の数量シェア(置換え率)の詳細については3ページをご参照ください。

		製品名
ステロイド外用薬	Strongest	クロバタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「イワキ」
		クロバタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05 %「MYK」
		クロバタゾールプロピオン酸エステルクリーム 0.05 %「MYK」
		クロバタゾールプロピオン酸エステルローション 0.05 %「イワキ」
		クロバタゾールプロピオン酸エステルローション 0.05 %「MYK」
	Strong	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0.12%「イワキ」
		ベタメタゾン吉草酸エステルローション 0.12%「イワキ」
	Medium	クロバタゾン酪酸エステル軟膏0.05%「イワキ」
		クロバタゾン酪酸エステルクリーム0.05%「イワキ」
		クロバタゾン酪酸エステルローション0.05%「イワキ」
		デキサメタゾン軟膏 0.1%「イワキ」
		デキサメタゾンクリーム 0.1%「イワキ」
		デキサメタゾンローション 0.1%「イワキ」
	抗真菌外用薬	クロトリマゾールクリーム 1%「イワキ」
		ケトコナゾールクリーム 2%「イワキ」
テルビナフィン塩酸塩クリーム 1%「イワキ」		
テルビナフィン塩酸塩外用液 1%「イワキ」		
ビホナゾールクリーム 1%「イワキ」		
ビホナゾール外用液 1%「イワキ」		
ルリコナゾール軟膏 1%「イワキ」		
ルリコナゾールクリーム 1%「イワキ」		

製品名	
その他の外用薬	亜鉛華(10%)単軟膏「コザカイ・M」
	アダパレンゲル0.1%「イワキ」
	クリンダマイシンリン酸エステルゲル1%「イワキ」
	セチルピリジニウム塩化物トローチ2mg「イワキ」
	タクロリムス軟膏0.1%「イワキ」
	ビダラビン軟膏3%「イワキ」
	ポビドンヨード外用液10%「イワキ」
	ネオヨジンシュガーパスタ軟膏
	マキサカルシトール軟膏25 μ g/g「イワキ」
内用薬	セチリジン塩酸塩錠10mg「イワキ」
	バラシクロビル錠500mg「イワキ」
	ピコスルファートナトリウム内用液0.75%「イワキ」
	ピリドキサル錠10mg「イセイ」
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「JG」
	レボフロキサシン錠250mg「イワキ」
	レボフロキサシン錠500mg「イワキ」
注射薬	キョウミノチン静注PL
	クリストファン注

(参考)各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について

引用:厚労省ホームページ 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について

(令和8年4月1日適用)の5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/tp20260401-01.html>



1:後発医薬品がない先発医薬品

(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)

2:後発医薬品がある先発医薬品

(先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含みます。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。

後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。)

3:後発医薬品

(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。)

※昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び令和6年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

後発医薬品の数量シェア(置換え率)計算の指標

	昭和42年以降に承認					昭和42年以前に承認		基礎的医薬品	その他			
	先発医薬品			後発医薬品		準先発品	その他		経腸栄養剤	特殊ミルク	生薬	漢方
	後発なし(1)	後発あり(2)	価格が後発以下(☆)	通常(3)	価格が先発以上(★)							
分子				○								
分母		○		○								

()には上記の区分を示す

以上